

「佐賀県総務事務（年末調整及び認定事務関連業務）に係る労働者派遣業務」の条件付一般競争入札に係る質問回答書

質 問 事 項	回 答
通勤手当有りと記載されているが、県職員駐車場の利用は可能ですか？ 可能な場合の費用を教えてください。	県職員駐車場（本庁舎の敷地）を使用することはできますが、通勤距離が８キロ以上ある場合に限られます。なお、使用する場合には県担当部署から使用許可を受ける必要があります。 また、使用料は月額 2,500 円で、月に１日でも使用されると１月分の使用料が発生します。